

平取町公共物等有料広告掲載要綱

平成20年4月1日

訓令第20号

改正 平成21年5月18日訓令第17号

改正 平成27年8月20日訓令第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、平取町（以下「町」という。）が作成する印刷物に掲載、又は公共施設等に
掲示する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告の掲載ができる公共物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 町が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) 町の構築物
- (4) その他広告掲載が可能と町長が認めるもの

(掲載できる広告の基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共物等の公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げ
る営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に関するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 前号に掲げるもののほか、掲載広告として妥当でないと町長が認めるもの

(広告掲載の順位)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）からの広告掲載希望が同一
の公共物等において複数ある場合は、掲載する広告の順位は、次のとおりとする。この場合にお
いて、同一の広告掲載位置に同順位の者から2以上の掲載希望があるときは、抽選により決定す
る。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類する者に係る広告
- (2) 私企業のうち、町内に事業所等を有する者に係る広告
- (3) 私企業のうち、前号に該当しない者に係る広告
- (4) その他掲載する広告として適当であると認める者の広告

(広告掲載の条件)

第5条 広告の掲載を行う施設等、規格及び料金については、別表1のとおりとする。

2 掲載者は、広告の掲載に係る料金（以下「掲載料金」という。）を、町長の指定する期日まで
に、一括納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでは
ない。

3 広告の掲載期間は、町が発行する印刷物を除き、1年間とする。ただし、掲載者が希望する場

合は、1月単位とすることができる。

4 広告の掲載位置は、町の指定する位置とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、町の広報誌又はホームページにより公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載の申込みは、広告の掲載ができる公共物等を所管する部署の定めにより、平取町
広告掲載申込書(別記様式第1号)に関係する原稿等を添えて、町長に提出するものとする。

2 町長は、必要に応じて、申込みの際に業務内容等がわかる書類(登記簿謄本の写し、履歴事項
全部証明書、納税証明書等をいう。)の提示又は提出を求めることができるものとする。

(広告掲載審査委員会)

第8条 町長は、広告内容の適正化を図り、第3条の規定に基づき広告掲載の可否を決定するため、
平取町広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員で構成する。

3 委員長及び委員は、別表2に定める職にある者をもって充てる。

4 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

5 委員長が事故或いは不在のときは、総務課長がその職務を代理することができる。

6 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 会議の議席は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによ
る。

8 前各号の規定に関わらず、既に掲載の可否が決定された広告と同種の広告の場合には、会議は
文書による持ち回りにより開催することができる。その場合は、全委員が会議に出席したものと
みなして前項の規定を適用する。

9 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(広告掲載の決定等)

第9条 町長は、委員会の審査に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を平取町
広告掲載決定通知書(別記様式第2号)又は平取町広告非掲載決定通知書(別記様式第3号)によ
り、広告掲載の申込者に通知するものとする。

(掲載料金の納付)

第10条 広告掲載が決定した申込者(以下「広告主」という。)は、別に指定する方法及び期日ま
でに掲載料金を納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載期間終了後、速やかに施設等の原状回復を行わなければならない。

3 原稿、広告の作成経費及び施設等への取付・撤去経費は、広告主の負担とする。

4 施設等の掲載された広告が破損等した場合において、その修復に係る経費は、町の責めによる
場合を除き、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、次の各号の一に該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 町の印刷物編集・発行上支障があるとき
- (2) 町長が指定する期日までに版下原稿又は広告物を提出しなかったとき
- (3) 掲載料金を納入しなかったとき
- (4) その他町長が特に必要があると認めたとき

(掲載料金の還付)

第13条 掲載料金を納付した後、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載が中止になったときは、その一部又は全額を還付する。

(指定管理者の管理する施設における広告)

第14条 町が設置する地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設（以下「施設」という。）に係る指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が管理する施設に掲示する広告については別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 （平成21年5月18日訓令第17号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成27年8月20日訓令第39号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

施設等	規格	掲載料金	
		町内事業所	左記以外
町の構築物	広告面積0.1平方メートルにつき (0.1平方メートル未満の端数がある場合は、小数点以下2位を切り上げるものとする)	年額 6,000円 月額 500円	年額 12,000円 月額 1,000円
広報びらとり (議会広報含む) 1色刷り	縦5.0センチメートル×横8.2センチメートル (名刺サイズ)	1回 3,000円	1回 6,000円
	縦5.0センチメートル×横17.0センチメートル (名刺約2枚サイズ)	1回 6,000円	1回 12,000円
広報びらとり (議会広報含む) カラー刷り	縦5.0センチメートル×横8.2センチメートル (名刺サイズ)	1回 5,000円	1回 10,000円
	縦5.0センチメートル×横17.0センチメートル (名刺約2枚サイズ)	1回 10,000円	1回 20,000円
平取町ホームページ	縦160ピクセル 横480ピクセル 容量50キロバイト以内 画像形式JPG形式	年額 60,000円 月額 5,000円	年額 120,000円 月額 10,000円
共通使用封筒	長3号封筒 (10,000枚使い切るまで) 縦4.0センチメートル 横10.0センチメートル (最大4枠)	10,000円/枠	20,000円/枠
	角2号封筒 (5,000枚使い切るまで) 縦4.0センチメートル 横10.0センチメートル (最大8枠)	10,000円/枠	20,000円/枠

別表 2 (第 8 条関係)

区分	平取町広告掲載審査委員会委員
委員長	副町長
委員	総務課長
委員	まちづくり課長
委員	税務課長
委員	所管課長

別記様式第1号（第7条関係）

平取町広告掲載申込書

年 月 日

平取町長 様

住 所

氏 名

電 話

平取町公共物等有料広告掲載要綱第7条の規定により、平取町公共物等への広告の掲載について、次のとおり原稿を添えて申し込みます。

申請する広告内容	名 称 規格等
広 告 媒 体 （該当するものを○ で囲んでください。 括弧内には、具体的 な名称を記入願いま す。）	町が発行する刊行物、印刷物（ ） 町広報誌 町のホームページ その他
掲 載 希 望 期 間	1年・ 月・その他（ ）
備 考	

別記様式第2号（第9条関係）

平取町広告掲載決定通知書

文 書 記 号

年 月 日

様

平取町長

年 月 日付でお申込みいただいた平取町の公共物等への広告掲載については、次のとおり決定しましたので、平取町公共物等有料広告掲載要綱第9条の規定により通知します。

広告の内容	名 称 規 格 掲載予定日 年 月 日
広告掲載料	広告掲載料 円 (料金内訳) 納付期限 年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払いください。
原稿の提出	提出方法 提出期限 年 月 日 提出先
そ の 他	

別記様式第3号（第9条関係）

平取町広告非掲載決定通知書

文 書 記 号

年 月 日

様

平取町長

年 月 日付でお申込みいただいた平取町の公共物等への広告掲載については、次の理由により掲載できないので、平取町公共物等有料広告掲載要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 申込のあった広告内容
- 2 非掲載理由